



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 守屋 武
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 藤牧由亘
電 話 (048)523-2018

株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 62 回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 併合の目的

当社の株式につきましては、平成 21 年 1 月 19 日に発行いたしました当社第 2 回新株予約権が行使されたことにより発行済株式総数が 2 億株増加し、平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数は 404,721,725 株となっております。また、当社第 2 回新株予約権は平成 23 年 3 月 23 日までに権利行使が全て完了し、当社株式には潜在株式はなくなりました。

今般、このような状況のもと、過剰な発行済株式総数の適正化を図るために株式併合を行うものであります。

また、現状の当社の株価水準の場合、相対的に株価変動率も大きくなっており、株価が 1 円変動することによる株価変動率が 10%以上から時には 20%程度になるという状況であり、ステークホルダーや一般投資家の皆様にあたえる影響も大きくなっていると認識しております。株式併合を行うことにより、理論的にはその併合比率に見合っただけで株価が上昇し、この状況を改善できる可能性があると考えております。

その他には、株式関連事務コストの低減が見込めます。

加えて、平成 23 年 1 月 25 日に開示いたしました「中期経営計画の策定に関するお知らせ」にてお知らせしましたように新規の大手テナントの誘致の実現等により経営基盤の一層の安定が見込まれ、分配可能な利益剰余金を計上することが可能となってくるものと考えております。しかしながら、現状の発行済株式総数のまま復配することは現実的には困難であることから、今般のところで株式併合を行い、発行済株式総数を減少させることにより、将来的な復配のための準備を進めていきたいと考えております。

株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を減少させるための定款変更も同定時株主総会に付議致します。(詳細につきましては、本日別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。)

なお、当社は、財務基盤の改善も進み、今後におけるエクイティファイナンスの予定は現在ございません。

(ご参考：当社発行済株式総数が増加するに至った経緯等)

平成 19 年 1 月に当社の保有する有価証券の時価が急激に低下し、それにより当社グループは平成 19 年 3 月期に 8,570 百万円の純損失（当社単体では 8,701 百万円の純損失）を計上することとなり、当社の財務基盤は脆弱な状態（債務超過）となりました。この対策として、平成 19 年 4 月 16 日に当社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、30 億円の資金調達をいたしました。当該無担保転換社債型新株予約権付社債が権利行使（転換）され、それにより当社の発行済株式総数は当該無担保転換社債型新株予約権付社債発行前の 39,746,781 株から 52,976,566 株増加いたしました。

また、平成 19 年 7 月 9 日には運転資金に充当するため第三者割当増資を実施し、8 億 2,500 万円を調達いたしました。当該第三者割当増資により当社の発行済株式総数は 25,000,000 株増加いたしました。

さらに、平成 19 年 10 月 29 日に、当社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利未行使分の買入償却への対応資金及び内外有望企業への投資案件に充当する目的により第三者割当増資を行い、17 億円の資金調達を行いました。当該第三者割当増資により当社の発行済株式総数は 50,000,000 株増加いたしました。

これら一連のエクイティファイナンスにより当社の発行済株式総数は平成 20 年 3 月 31 日時点で 167,723,347 株となりました。

平成 20 年 6 月 23 日には、株主割当増資を行い、1 億 3996 万 7560 円の資金調達を行い、運転資金に充当いたしました。当該株主割当増資により当社の発行済株式総数は 6,998,378 株増加し、その時点での当社の発行済株式総数は 174,721,725 株となりました。

平成 21 年 1 月 19 日には、経常的な運転資金の確保・有利子負債の圧縮による収支と資金繰の改善・不動産利用事業における設備補修メンテナンス費用の確保という目的のために第三者割当増資を行い、6 千万円を調達いたしました。当該第三者割当増資により当社の発行済株式総数は 30,000,000 株増加し、204,721,725 株となりました。

平成 21 年 1 月 19 日に発行いたしました当社第 2 回新株予約権が平成 23 年 3 月までにすべて行使されたことにより（これにより 6 億円の資金を調達）発行済株式総数が 2 億株増加し、平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数は 404,721,725 株となっております。

これらのエクイティファイナンスはその時々々の必要性に応じ、適切に行われてきたと認識しておりますが、結果として当社の発行済株式総数は過剰なものとなりました。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社普通株式

(2) 併合比率

10 株を 1 株に併合する

(3) 減少株式数

発行済株式数 : 404,721,725 株

併合による減少株式数 : 364,249,553 株

併合後の発行済株式数 : 40,472,172 株

※本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生じる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値であります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、今回の株式併合により、10 株未満の株主様は保有機会を失うこととなります。

(5) 併合後の単元株式数

100 株（変更なし）

なお、今回の株式併合により、1 単元以上 10 単元未満の株主様は、証券取引所における売買の機会を失うこととなります。

(6) 併合後の発行可能株式総数

44,500,000 株

(平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会において定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。)

3. 平成 23 年 3 月 31 日現在の当社株式の構成表

	株式数 (株)	株式数比率 (%)	株主数 (人)	株主数比率 (%)
10 単元以上	402,311,963	99.78	7,470	69.79
1 単元以上 10 単元未満	863,823	0.21	2,917	27.25
0.1 単元(10 株) 以上 1 単元未満	11,720	0.00	256	2.39
0.1 単元(10 株) 未満	179	0.00	60	0.56

※自己株式 1,534,040 株 1 名は控除しております。

4. 株式併合の日程

- 平成 23 年 5 月 13 日 取締役会決議日
- 平成 23 年 6 月 29 日 第 62 回定時株主総会 (株式併合に関する決議) (予定)
- 平成 23 年 9 月 15 日 株式併合公告日 (電子公告) (予定)
- 平成 23 年 9 月 30 日 株式併合基準日 (予定)
- 平成 23 年 10 月 1 日 株式併合の効力発生日 (予定)

5. 株式併合の条件

平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会において本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

6. 株式併合により影響を受ける株主様への方策

(1) 10 株未満保有の株主様

今回の株式併合により保有機会を失いますが、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を保有株式数の割合に応じて分配いたします。

引き続き保有を希望される場合は、株式併合の効力発生日前までに、当社が導入 (平成 23 年 6 月 29 日効力発生) を予定しております買い増し制度により 100 株以上の株主となる方法がございます。(本日、別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。)

(2) 10 株以上 100 株未満保有の株主様

今回の併合の結果、1 株に満たない端数が生じる分につきましては、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

また、当社が導入 (平成 23 年 6 月 29 日効力発生) を予定しております買い増し制度により単元株主となる方法もございます。(本日、別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。)

(3) 100 株以上 1,000 株未満保有の株主様

今回の併合の結果、1 株に満たない端数が生じる分につきましては、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

今回の株式併合により、証券取引所における売買の機会を失うこととなります。対応策といたしましては、当社として買い増し制度の導入 (平成 23 年 6 月 29 日効力発生) を予定しております。

(本日、別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。)

また、株式併合の効力発生日前までに、証券取引所における売買を通じて 1,000 株以上を保有するようにしていただくという方法もございます。

※ 単元未満株式買取請求について

単元未満株式（1株～99株）については、市場で売却することはできませんが、買取を請求いただくことにより、当社に時価で売却することが可能です。

今回の株式併合により単元未満株主となる株主様も従来からの単元未満株主様もこの制度の利用が可能であります。

以上